

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 26 号

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例（昭和 40 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（均等割の税率）</p> <p>第 11 条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第 312 条第 3 項第 1 号の法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第 2 号</u>の連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは<u>同項第 3 号</u>の連結法人税額の課税標準の算定期間又は<u>同項第 4 号</u>の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を 12 で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>（たばこ税の税率）</p> <p>第 65 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>4,618 円</u> とする。</p> <p>附 則</p> <p>（市たばこ税の税率の特例）</p>	<p>（均等割の税率）</p> <p>第 11 条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第 312 条第 3 項第 1 号の法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第 1 号の 2</u>の連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは<u>同項第 1 号の 3</u>の連結法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第 2 号</u>の均等割額の算定期間又は<u>同項第 3 号</u>の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を 12 で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>（たばこ税の税率）</p> <p>第 65 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>3,298 円</u> とする。</p> <p>附 則</p> <p>（市たばこ税の税率の特例）</p>

<p>第9条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市たばこ税の税率は、第65条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>2,190円</u>とする。</p> <p>2 <省略></p>	<p>第9条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市たばこ税の税率は、第65条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>1,564円</u>とする。</p> <p>2 <省略></p>
--	--

附 則

（ 施行期日 ）

第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（ 法人の市民税に関する経過措置 ）

第2条 改正後の瀬戸市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第11条の規定は、平成22年10月1日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（ 市たばこ税に関する経過措置 ）

第3条 平成22年10月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお

従前の例による。

- 2 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第62条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき1,320円

新条例附則第9条第1項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき626円

- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）

別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第64条第2項、第68条第4項及び第5項並びに第71条の規定を適用する。この場合において、新条例第64条第2項中「前項」とあるのは「瀬戸市市税条例の一部を改正する条例（平成22年瀬戸市条例第26号。以下この条において「平成22年改正条例」という。）附則第3条第2項」と、新条例第68条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と、新条例第71条第2項中「第68条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と読み替えるものとする。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第69条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、

又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第68条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。